

令和3年1月臨時会 総務委員会（事前）

令和3年1月28日（木）

〔委員会の概要 政策創造部関係〕

浪越委員長

ただいまから、総務委員会を開会いたします。（10時46分）

直ちに、議事に入ります。

これより、当委員会の閉会中継続調査事件を議題といたします。

まず、政策創造部関係の調査を行います。

この際、政策創造部関係の1月臨時会提出予定議案について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

【提出予定議案】（説明資料）

- 議案第1号 令和2年度徳島県一般会計補正予算（第9号）

【報告事項】

な し

北川政策監補

1月臨時会に提出を予定いたしております政策創造部関係の案件につきまして、御説明申し上げます。

お手元に御配付の総務委員会説明資料の1ページを御覧ください。

令和2年度一般会計補正予算案でございます。

まず、一般会計の補正総額は、総括表一番下の計欄、左から3列目に記載のとおり4,000万円を計上しております。補正後の予算総額は、その右の欄のとおり78億5,304万円となっております。補正額の財源につきましては財源内訳欄の括弧内に記載のとおりでございます。

2ページを御覧ください。

課別の主要事項につきまして、御説明申し上げます。

総合政策課でございます。

一番上の企画総務費の摘要欄①企画調整費のア、ふるさと回帰^{きずな}「絆」強化緊急支援事業でございます。

新型コロナウイルス感染拡大により、再度、大都市部を中心に緊急事態宣言が発出され、対象地域に居住している本県出身の学生の皆さんは、外出や移動の自粛要請により生活に大きな支障を来し、不安な日々を過ごしております。そこで、令和2年6月定例会でお認めいただいたふるさと回帰^{きずな}「絆」強化事業と同様に、本県特産品をはじめとしたふるさとの味をお届けすることで緊急的な支援を行うとともに、学生の皆さんと本県との^{きずな}絆を更に強化し、ふるさと回帰をより一層促進するための経費として4,000万円を計上いたしております。

補正後の総合政策課予算総額としましては、27億368万8,000円となっております。

3ページを御覧ください。

繰越明許費についてでございます。

ふるさと回帰「絆」強化緊急支援事業^{きずな}について、4,000万円の繰越しをお願いするものでございます。

提出予定案件の説明は、以上でございます。

なお、報告事項はございません。

よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

浪越委員長

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、質疑につきましては、提出予定議案に関連する質疑にとどめたいと思いますので、御協力をよろしくお願いいたします。

また、去る1月22日に開会された議会運営委員会において、提出予定議案については本日の委員会で十分審議の上、明日の本会議においては委員会付託を省略して議決することが決定いたしておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは質疑をどうぞ。

岩丸委員

私からは、ふるさと回帰「絆」強化緊急支援事業^{きずな}についてお伺いします。

ただいま、部長のほうから説明がありましたとおり、現在11都府県を対象に緊急事態宣言が発出され、先日の新聞紙上でも、本県出身で対象地域にお住まいの学生の皆さんにおいては、外出は学生寮と学校の往復だけになるなど不安を抱いているとの報道もなされているところでございます。

この緊急事態宣言の発出や新型コロナウイルス感染症の流行の長期化等によって、県外在住の学生は以前より厳しく苦しい状況に置かれており、更なる支援が必要であると考えております。

そこで、この度補正予算案が提案されている、ふるさと回帰「絆」強化緊急支援事業^{きずな}について、その事業概要をお伺いいたします。

金丸広域行政室長

岩丸委員から、ふるさと回帰「絆」強化緊急支援事業^{きずな}の概要についての御質問でございます。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴いまして、東京や大阪等の大都市を中心に11都府県を対象といたしました緊急事態宣言が発出され、対象地域にお住まいの学生におきましては、移動や外出の自粛によりまして、孤独な思いを強いられ学生生活にも支障を来す事態が生じているものと考えているところでございます。

そこで、この度提案いたしました、ふるさと回帰「絆」強化緊急支援事業^{きずな}におきましては、現在緊急事態宣言が発出されております11都府県にお住まいの本県出身の大学生等を対象といたしまして、県内の法人、個人事業者等が生産しております農林水産物や加工品など本県の特産品をお送りすることによりまして、ふるさとの味を満喫していただき、

ふるさとを離れた学生たちに本県が有する魅力への共感や本県への愛着を深めていただくことで、ふるさと回帰に向けた^{きずな}絆のより一層の強化につなげてまいりたいと考えておるところでございます。

なお、2月中旬には申込みの受付を開始したいと考えておりまして、受付期間につきましては、緊急事態宣言が解除となった場合におきましても、引き続き行動制限が課せられる可能性があるなど当面は厳しい状況が続くものと考えるところでございますので、解除後におきましても3か月程度、申込みを受け付けることとしたいと考えているところでございます。

岩丸委員

御説明いただきましたこの度の事業では、緊急事態宣言が発出された11都府県にお住まいの学生等が対象ということでございます。

前回の事業では、大学生、専門学校生などを対象としていたと覚えているのですが、今回対象となる学生等の範囲、また何名程度を想定しているのか、お伺いしたいと思えます。

また、緊急事態宣言の対象地域で頑張っている学生の皆さんにエールを送り、ふるさとの味をお届けすることは有意義な取組であると思いますが、具体的にどのような商品を提供する予定なのか、お伺いいたします。

金丸広域行政室長

岩丸委員から、今回対象となります学生等の範囲、お送りする品物についての御質問でございます。

まず、対象者につきましては、緊急事態宣言の対象地域にお住まいで前回事業と同様に本県出身の大学生、大学院生、短大生、高等専門学校生、専門学校生、予備校生を対象にしたいと考えているところでございます。

対象の人数でございますが、県外に在住する本県出身の学生等で平成30年度に卒業された方の実績を基に推計をいたしますと、大学生や短大生で約7,300名、専門学校生や予備校生を加えると約9,000名の方が県外に在住しておられると想定しているところでございます。そのうち11都府県にお住まいの方が約5,000名と想定しているところでございます。このうち5割程度の方から申込みがなされるものと考えているところでございます。人数といたしましては2,500名を想定しているところでございます。

次に、学生に提供する品物につきましては、県産品の需要拡大を図っていききたいということもございまして、県産の農畜水産物や前回の事業で人気のあった品物など5,000円程度の詰め合わせを何点か御用意させていただきまして、申し込まれた方にその中からお好きな物を選んでいただくということを考えておるところでございます。

岩丸委員

前の議会でも質疑があったと思うのですが、6月補正予算の際にふるさと回帰^{きずな}「絆」強化事業についてです。この時の予定人数、金額、その結果どうなったのか、事業に対する評価について再々確認で申し訳ありませんが、御説明いただけたらと思います。

金丸広域行政室長

岩丸委員から、6月補正予算で創設いたしました、ふるさと回帰^{きずな}「絆」強化事業の状況についての御質問でございます。

この事業につきましては、県外で頑張る本県出身の学生を応援することとしておりまして、ふるさと徳島への愛着を一層深めていただくとともに、県内の農林水産物や加工品の需要拡大を図るため、昨年7月31日から5,000円程度の本県特産品などをお送りする事業として実施を開始しているところでございます。

当該事業につきましては、5,000人を上限として受付を開始いたしまして、本年1月1日時点で約4,700名の学生等から申し込みいただいているという状況でございます。

申し込みいただいた方からは、新型コロナウイルス感染症の影響で毎年楽しみにしていた徳島への帰省もできず寂しく思っている中、徳島県の名産に触れることができ、すごくうれしかった、大学進学で県外へ引っ越して以降、食べる機会のなかった県産品を食べることができ、とてもおいしかったなど、大変御好評を頂いているところでございます。

岩丸委員

大変好評ということですね。今回と同じように5,000円くらいで、5,000人を上限とする中で4,700名の申込みがあった。先ほど今回の事業は約2,500名ぐらいを想定しているということでしたけれども、前は11都府県ではなく全国が対象だったので4,700名の応募があったということだと思います。今回、これが5,000名となっても、今の予算が4,000万円でしたので大丈夫ということですね。

非常に好評ということですし、県内事業者の支援にも資するということで非常に良い事業だと思います。この数日の報道を見ておきますと、新規感染者数は、多くの都道府県で若干減少傾向にあるように思うのですが、学生さんの多くは日々不安な気持ちで暮らしておられることと思います。今後の状況によっては、緊急事態宣言の期間延長や対象地域の拡大といったことも、もしかしたらあるかも分かりません。万一、緊急事態宣言の対象地域が拡大したという場合には、本事業の対象地域を拡大するなど、柔軟な対応が必要と考えるのですが、どういうふうにお考えでしょうか。

金丸広域行政室長

岩丸委員から、不測の事態が生じた場合の対応についての御質問でございます。

本事業は、本県出身で緊急事態宣言の対象地域で生活を送っておられます学生等を支援することとしております。まずは1月に発出された緊急事態宣言の対象地域でございます、11都府県にお住まいの学生等を対象に支援措置を講じてまいりたいと考えておるところでございます。

なお、今後緊急事態宣言の対象地域が拡大された場合におきましても、その対象地域にお住まいの学生等に対しまして、速やかに同様の支援措置をする必要があると考えておるところでございます。こうした事態に備えまして、予算額といたしましては、5,000人分に対応ができます4,000万円と、併せて繰越し措置をお願いしているところでございます。時期を逸することなく、機動的に対応してまいりたいと考えているところでござい

す。

岩丸委員

大都市部を中心とする緊急事態宣言等によって、大都市への人口集中のぜい弱性が明らかになるなど、地方への人の流れを作る機運が高まりつつあるところでございます。こういった時期に、次世代を担う若者とのつながり、ふるさと回帰に向けた^{きずな}絆を一層強めるためには、本県出身者に寄り添った支援を実施することが大変重要であると考えております。

この度の事業は緊急支援措置ということで、まずは緊急事態宣言が発出された11都府県にお住まいの学生等を対象にするということは理解したところでございます。しかしながら、それ以外の地域の学生さんたちも、非常に厳しい生活を送られていると思います。

そこで、全国の感染状況についてしっかりと注視しながら、状況によっては緊急事態宣言が発出された地域以外の学生にも速やかに本県からの支援が行き届くよう、柔軟に対応できる支援等を視野に入れて事業を進めていただきたいとお願いして終わります。

山田委員

今の岩丸委員の提案に全く賛成です。

先ほど金丸室長から報告がありました。前回は約5,000人でした。単純に5,000円掛ける5,000人で2,500万円ですが、枠は4,000万円あります。そういうことから見たら、11都府県以外の隣接する所についても同じような声が挙がっていますし、岩丸委員さんのほうからも検討をということがあったのですから、私自身はやはりその辺を前回と同じように検討すべきだと思います。

徳島へ若者が帰って来るという事態になれば、また徳島でもということは当然考えられるわけですから、その辺はしっかり実施してほしいと思うのですけれど、この点はいかがですか。また、全国でこういうふうな緊急支援をしているような県があれば、その状況も把握していたら教えてください。

金丸広域行政室長

山田委員から、この度のふるさと回帰「^{きずな}絆」強化緊急支援事業につきまして、緊急事態宣言以外の近隣の地域でも実施するべきではないかといった御質問を頂いております。

まず、緊急事態宣言が政府のほうから発出されますと、その対象地域におきましては都道府県知事の御判断にもよろうかと思うんですけれども、住民に対する外出自粛の要請、人が集まる施設の使用制限などの措置を講じることができるとなっております。この措置が講じられることによりまして、対象地域の学生の皆さんにおかれましては、日々の生活にも大きな制約が課せられ、精神的、経済的にも大きな影響を受けるのではないかとこのことに鑑みまして、まずこの事業におきましては、緊急事態宣言の対象地域にお住まいの学生の皆様に緊急的、集中的に支援を実施してまいりたいと考えているところでございます。

それともう1点、御質問を頂いております。

全国でこういった支援事業をやっているかということでございますが、すみません、今

手元にそういった資料はございません。

山田委員

前回の6月補正のふるさと回帰「^{きずな}絆」強化事業では約5,000人でした。予算的に枠がないのなら別ですが、予算的に枠があるのでしたら、前回受けた方を基本的に対象としても、何らのそごはないのではないかと素朴に思います。また、先ほど言ったように、単純に言ったら2,500万円程度になるのであれば、4,000万円という枠組みは一体どういう根拠なのかという点も含めて、お答えいただけますか。

金丸広域行政室長

山田委員から、4,000万円の予算額の根拠についての御質問でございます。

先ほどの岩丸委員の御質問の中でも答えさせていただきましたが、こちらのほうで想定しております、11都府県にお住まいの人数が5,000名でございます。前回事業におけます申込みの割合が想定人数の約5割ということもございまして、今回の事業におきましても、約5割でございます2,500名の方から申込みがなされるのではないかとというふうに考えてございます。

残り半分の2,500名の方につきましては、先ほど岩丸委員の御質問の中で答弁をさせていただいたところなのですが、今後の新型コロナウイルスの感染拡大に伴います緊急事態宣言の対象地域の拡大に備え、対象地域の学生さんを機動的に支援するための枠的な予算としてお願いしているところでございます。

山田委員

別に反対をするわけではありません。積極的にしていただくのはいいのですが、この枠があるのでしたら、少なくとも前回申し込んだ人たちには案内をして受け取ってもらって、徳島に帰ることについて自粛してもらうということも重要になると思います。そういう点で是非とも引き続き御検討をお願いしたい。

県内でも徳島大学と徳島文理大学の学生さんを中心に、今、食料支援をやっています。私もそこへ何回か駆け付けました。同じような状況があるんです。今日はふるさと回帰ですけれども、地方創生という大きな意味から見たら、県内のそういう学生さんに対する支援等も検討していただきたい。これは次の委員会でもまた要望をすることになると思うのですが、大きい意味での地方創生、徳島にお住まいの皆さん方にも徳島に残ってもらうという立場から、そういう支援も御検討いただきたいと思います。

高井委員

私のほうからも確認だけさせていただきたいと思います。

ふるさと回帰「^{きずな}絆」強化事業については、6月補正予算で提案していただいた時にも質問させていただきました。非常に意味があるというか、評価も高いと思います。さらに、新型コロナウイルス感染拡大の時期において、追加で補正を出されるということに対してはもちろん賛成するのですが、少し解せない点があったので確認させていただきたいと思います。

岩丸委員や山田委員の答弁の中にほとんど出てきましたが、前回の6月補正と違うのは、徳島県出身で緊急事態宣言の対象地域で生活を送っている方を対象とするというのが要件に加わりました。私は、ここに限る必要はないのではないかと思います。

先ほど答弁があったとおり、前回の補正予算の時は約4,700の方が応募してくださった。5,000人分設けておいて大体この予算の範囲内で希望があった方全員に届いたのは良いことだと思います。いろいろなフィードバックも得ていると思います。それが行く行くは徳島県出身の方に戻ってきていただいたり、徳島に対する愛着を深めていただくということで、データを蓄積しながら次の政策につなげていける、農林水産業支援にもなる、学生の支援になるなど、いろいろなメリットがあると思います。

前回、全国の地域を対象にしている5,000人弱の応募でした。今回同じ予算額で11都道府県に限るとなると、今おっしゃったとおり2,500人程度を対象とするということなので、全部を対象にしても十分予算として賄えるのではないかと。やはり付けた予算はできるだけ早く手が届くようにしていただきたいと思うし、できるだけ広く届くようにするのが理想的なのではないかと思います。

前回6月補正で予算を付けた事業に応募した学生さんも、再度この度の追加補正で、2月から3か月程度ということで先ほど御答弁ありましたので、その期間に再度応募することができるのか、その点を確認させてください。

金丸広域行政室長

高井委員から、前回事業に申込みされた方が今回の事業に応募できるのかという御質問でございます。

今回の事業につきましては、緊急事態宣言が改めて発出されまして、そこにお住まいの学生さんを緊急的に支援をしてまいりたいと考えているところでございまして、前回応募された方につきましても、今回応募いただけるような仕組みで考えているところでございます。

高井委員

それでいいと思います。

ただ、緊急事態宣言を2月7日に解除するかどうか、今、政府が検討中です。延長するだろうという憶測も流れていますし、昨日の国会の答弁の中で尾身会長も今の状況を見ながら近日中に延長するかどうか提言するという御答弁をされていまして、恐らく決まるだろうと思います。

延長になった場合は、引き続き11都道府県なのか、拡大なのか、縮小なのか、減るのか分かりませんが、緊急事態宣言の対象地域だけに限るとなると、国が発出するかどうかによって受けられる要件が変わってくるわけです。

私はこれは望ましくないと思います。延長してくれたら11都道府県は対象となります。しかし、解除された場合はどういう対応をするのですか。この要件をできるだけ柔軟に対応できるようにやってほしいと思うのですが、この点はいかがでしょうか。

金丸広域行政室長

高井委員から、緊急事態宣言が解除された場合の対応についての御質問でございます。

先ほども御答弁させていただきましたが、本事業の予算をお認めいただいた際には、速やかに周知を図りますとともに、2月中旬には申込みの受付を開始したいと考えているところでございます。

受付期間につきましては、緊急事態宣言の解除後におきましても、引き続き行動制限が課せられる可能性があるなど、当面は厳しい状況が続くものと考えているところでございます。解除後におきましても受付開始後、3か月程度申込みを受け付けることとしたいと考えているところでございます。

高井委員

金丸室長の御答弁にあった、一定の行動制限が課せられる地域に対しては対象としたいということです。要件に緊急事態宣言の対象地域と書いていれば、一定の行動制限というのをどう読むかというのが非常に難しいところだと思います。制度としてこういうふうに出したという趣旨はよく分かりました。現状を鑑みて緊急事態宣言下で特に緊急的に、集中的に対応したいという趣旨は私もよく分かるのです。

しかし、単視眼的に現状だけを見るのではなくて、長い目で見て、5月、6月まで申込みを受け付けるということになれば、オリンピックもどうなるか分かりません。もちろん、するということで、今、政府が動いていらっしゃる。緊急事態宣言下でオリンピックはなかなかできないでしょうから、恐らくどこかの段階で解除に踏み切るのでしょうか。そうしたことを考えれば、こういう要件は設けなかったほうがよかったのではないかなと思うのです。

やはり緊急事態宣言下の方はもちろんですが、全国に新型コロナウイルスの影響というのは及んでいますし、徳島県も緊急事態宣言下の対象地域ではなくても、影響を痛切に感じておられると思います。それは、子供さんも学生さんも同じなので、どこで居てもできるだけこういう支援を受けられる、徳島県出身の方で県外のどこに住んでおられても対象となるというほうがよかったのではないかな。むしろ6月補正予算の時の提案のほうがよかったのではないかなと思うのです。

特に、この4月から新大学生、新専門学校生など新しい学生さんが誕生します。逆に言えば、卒業して社会人になられる方も、前回対象となった方の中にいます。そういうふうに考えれば、先ほど御答弁があったように約9,000人の方が県外に在住しているというのは、人数的には多分そんなに増減はないのだろうと思います。むしろ子供が少なくなる中で、9,000人から減っている可能性も高いと思いますし、新型コロナウイルス感染症のことで県外、都市部へ行くよりも県内回帰、近隣回帰の方向が増えています。親御さんたちも心配しておられるので近辺がいいと思う方も多いと思います。

そうすると今回の予算では、例えば隣の香川県や愛媛県や高知県に出た方は対象にならないので、そういう面においては、政策効果といろんな目標上、少し弱くなってしまうのではないかと心配いたします。

先ほど御答弁あったように解除後も一定程度の行動制限がある地域に対しては援助することですが、緊急事態宣言があった地域に住んでいた方の申込みしかできないのか、逆に解除になったら全体的に広げることができるのか、その点をしっかり検討してい

ただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

金丸広域行政室長

緊急事態宣言解除後における対象者の取扱いについての御質問でございます。

先ほども申しましたが、緊急事態宣言が発出された地域におきましては、宣言が解除された場合にも一定の行動制限がなされるのではないかと考えているところでございます。

4月以降となつてまいりますと、新入生などもそういった地域に行かれることもあると考えているところでございまして、そういった厳しい環境の下、慣れない土地で新たな生活を送られることとなります新入生に対しても、しっかりと支援を行ってまいりたいと考えているところでございます。

現在、緊急事態宣言が発出されております地域に居住されるような新入生の方に対して、申込みをしっかりと受け付けて支援してまいりたいと考えているところでございます。

高井委員

今の御答弁をよく聞きますと、緊急事態宣言下の対象地域であった所の学生さんは、緊急事態宣言が解除になったとしても、その後、生活に制限を受けている方ということになってきますので、どうしても11都道府県を超えられないということになるのではないかと心配します。

今の制度は御答弁いただいたとおりなんだろうと思います。ただ、これは別に法律事項でもないですし、制度として設けたものなので、これから先のいろいろな状況の変化を鑑みて、緊急事態宣言が解除されても新型コロナウイルス感染症が社会や学生に与える影響が大きい場合は柔軟に制度変更できるように、是非検討を引き続きしていただきたいと思います。

県議会からもこういう要望があったということで検討を進めていただきたいと思いますが、ひとまず今、緊急事態宣言下でこういう制度をスタートしていただいて、3月、4月、5月になってどれぐらいの予算が消化されているのか、どれぐらい応募をされていて、どれぐらい行き渡ったのかも見ながら、制度を柔軟に変更していただけたら有り難いと思います。これは政策創造部でできることだと思いますので、できるだけ予算をしっかりと消化して学生に届くように頑張りたいと思います。この点の要望を申し上げたいと思います。

委員長、あと1点だけ。直接この事業ではないのですが、新型コロナウイルス関係の全国知事会の要望について確認だけしたいのですが、よろしいでしょうか。

浪越委員長

確認のみですか。はいどうぞ。

高井委員

委員長のお許しをいただいて、1点だけ教えていただきたいと思います。

今、ちょうど新型インフルエンザ等対策特別措置法、いわゆる特措法の改正の議論が真っ最中です。国会の中でも全国知事会からの要望ということで、いろいろなことに取り

組んでいただいて、補正予算に全国知事会の意見が反映されています。

その中でも特に、今日も実務者会議中だと思うのですが、感染拡大を防止するための特措法の中で、入院患者の方に対する罰則規定と罰金刑について全国知事会から要望があったと菅内閣総理大臣も田村厚生労働大臣も御答弁されております。

この点について、どこにも正式に出ていないので、一つだけ教えていただきたいのです。全国知事会からの要望ということで、どのように提案されたのか正確に教えていただけますでしょうか。

金丸広域行政室長

高井委員から、全国知事会におけます特措法改正に関連する国への提言についての御質問でございます。

全国知事会におきましては、新型コロナウイルス感染症の1日も早い収束に向けまして、これまで数次にわたり、国に対して緊急提言を実施しているところでございます。その中で、感染防止対策の更なる強化を目的として、各種対策の実効性を高めるために、特措法、感染症法の早期改正について提言しているところでございます。

直近でございますと、本年1月9日に緊急提言を取りまとめておりまして、その中で、まず特措法の改正につきましては、事業者への休業、営業時間短縮要請の実効性を担保するために要請に対する遵守義務、違反した場合の罰則の創設、感染症法の改正におきましては、保健所によります積極的疫学調査、健康観察、入院勧告の遵守義務やこれらに対する罰則の創設などについて、国に対して提言を実施しているという状況でございます。

高井委員

罰則規定の中でも懲役刑とかではなくて、実効性が高めるものということでの罰則規定の要請だと思います。了解しました。ありがとうございました。

浪越委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、政策創造部関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（11時21分）